

(作成日：平成 30 年 7 月 24 日)
(最終更新日：令和 2 年 12 月 21 日)

アメリカ合衆国向け輸出エビ製品の取扱要綱

1 目的

この要綱は、アメリカ合衆国（本要綱において「米国」という。）向け輸出エビ製品について、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和 2 年財務省・厚生労働省・農林水産省令第 1 号。）第 3 条に基づき、ウミガメの保護において問題ないことの証明書（本要綱において「証明書」という。）の発行に関する手続を定めるものである。

2 対象エビ製品

対象エビ製品は、次の（1）又は（2）により生産又は漁獲されたエビを原料とした製品であって、別表の米国関税番号に該当し、米国向けに輸出されるエビ製品とする（第三国を経由して間接輸出されるものを含む。）。

- （1）養殖により日本国内で生産されたエビ（収穫される前日までに 30 日以上日本国内の養殖施設内で飼育されたものに限る。）
- （2）北海道海面漁業調整規則（昭和 39 年 11 月 12 日付け北海道規則第 132 号）第 5 条に規定するえびかご漁業の許可であって、当該許可に付した操業区域の条件が次の北海道水産林務部通知における操業区域の範囲内であるものを受けた者（本要綱において「特定えびかご漁業許可者」という。）により漁獲されたホッコクアカエビ
 - ア 「えびかご漁業の許可等に関する取扱方針（日本海海域）」（平成 28 年 12 月 16 日付け北海道水産林務部通知）
 - イ 「えびかご漁業の許可等に関する取扱方針（後志振興局管内沖合海域）」（平成 29 年 1 月 31 日付け北海道水産林務部通知）

3 証明書の発行手続

- （1）輸出者は、証明申請書（別紙様式 1）を、必要事項を記入した証明書案（別紙様式 2）及び（2）に掲げる書類を添付して、水産庁に提出する。
- （2）証明書の申請に必要な添付書類は、証明書案に記入されたエビ製品に関する次の書類とする。ただし、水産庁担当官が証明書案に記入された内容を確認するために必要と認め、追加の書類の提出を指示したときは、当該書類を提出するものとする。

ア 2の(1)に該当するエビを原料とした製品を輸出しようとする場合
エビを収穫した漁業者からエビ製品の輸出者に至るまでの間のすべての取引に係る売買関係書類(売渡人及び買受人の名称及び所在地、売買年月日、売買数量並びに売買品目が確認できる書類とする。本要綱において同じ。)の写し

イ 2の(2)に該当するホッコクアカエビであり、かつ、特定えびかご漁業許可者が所属する漁業協同組合(本要綱において「所属漁協」という。)に出荷されたホッコクアカエビを原料とした製品を輸出しようとする場合

① 所属漁協が発行する販売伝票(特定えびかご漁業許可者により漁獲されたホッコクアカエビであることが分かる販売伝票とする。)の写し又は以下の内容が記載された販売証明書

(イ) 所属漁協の名称、所在地及び組合長名

(ロ) 発行日

(ハ) 販売先の名称及び所在地

(ニ) 販売したホッコクアカエビの販売日及び販売数量

(ホ) (ニ)が特定えびかご漁業許可者により漁獲されたホッコクアカエビである旨

② 所属漁協の出荷先から輸出者に至るまでの間のすべての取引に係る売買関係書類の写し

ウ 2の(2)に該当するホッコクアカエビであり、かつ、所属漁協に出荷されていないホッコクアカエビを原料とした製品を輸出しようとする場合

① 特定えびかご漁業許可者の漁業許可証の写し

② 特定えびかご漁業許可者から輸出者に至るまでの間のすべての取引に係る売買関係書類の写し

エ 輸出者から委任を受けた者が代理申請を行う場合

アからウまでの各場合に係る書類のほか、代理申請委任状

(3) 水産庁は、当該申請を審査した結果、次の要件を満たすものと認めるときは、輸出者が提出した証明書案(別紙様式2)に同庁担当官が署名した証明書を発行するものとする。

ア 2の(1)又は(2)に該当するエビを原料とした製品であることが確認できること。

イ 申請書の記載事項に不備がなく、必要書類が添付されており、かつ、その記載内容が適正であること。

ウ 証明書の発行を申請した者又は当該申請に係る水産物の取引に関与した者が、申請を行う日前3年以内に、申請に必要な書類における虚偽又は不実の記載、当該書類の偽造、行使の目的による証明書の偽造その他の証明書に関

する不正を行っていないこと。

4 その他

- (1) 証明書の発行申請は、次の水産庁担当官宛てに申請書類を持参、郵送、電子メール等により行うものとする。

水産庁漁政部加工流通課水産物貿易対策室 輸出担当

住所：〒100-8907 東京都千代田区霞が関 1-2-1

電話：03-3502-8111（代表）（内線 6610）

03-3501-1961（直通）

E-mail：export-certificate@maff.go.jp

- (2) 水産庁は、証明書の発行に当たって必要があると認めるときは、都道府県に対し、当該都道府県の所管漁業に係る情報提供等の協力を依頼する。

(別表) アメリカ合衆国関税番号

0306.16	冷凍したもの（コールドウォーターシュリンプ及びコールドウォータープローン（クランゴン・クランゴン及びパンダルス属のもの））
0306.17	冷凍したもの（その他のシュリンプ及びプローン）
0306.35	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの（コールドウォーターシュリンプ及びコールドウォータープローン（クランゴン・クランゴン及びパンダルス属のもの））
0306.36	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの（その他のシュリンプ及びプローン）
1605.21	調製品（シュリンプ及びプローン（気密容器入りでないもの））
1605.29	調製品（シュリンプ及びプローン（その他のもの））

(別紙様式1)

米国向け輸出エビ製品の証明書発行申請書

年 月 日

水産庁長官 殿

申請者名

所在地

代表者名

アメリカ合衆国向け輸出エビ製品の取扱要綱に基づき、別添のとおり、関係書類を添付して申請します。



U.S. Department of State
SHRIMP EXPORTER'S/IMPORTER'S DECLARATION
 (SEE INSTRUCTIONS ON REVERSE)

OMB APPROVAL NO. 1405-0095
 EXPIRATION DATE: xx/xx/xxxx
 ESTIMATED BURDEN: 10 minutes*

1. Harvesting Nation		2. Aquaculture Facility (If applicable) (Name and Address)					
3. Exporter (Name, Address, and Telephone/Fax)		4. U.S. Importer/Ultimate Consignee (Name, Address, and Telephone/Fax)					
5. Date of Export (mm-dd-yyyy)							
6. Description of Product							
U.S. HTS Tariff Schedule Number	Number of Units	Net Weight in Kilograms					
<p>7. Exporter's Declaration (To be completed by a responsible agent of the exporter of the product)</p> <p>I hereby declare that the shipment of shrimp accompanying this declaration (check one):</p> <p>A. <input type="checkbox"/> Harvested in a manner not harmful to sea turtles. Check the condition of harvest which applies:</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">1. ___ Harvested by aquaculture</td> <td style="width: 50%;">2. ___ Harvested using TEDs</td> </tr> <tr> <td>3. ___ Harvested using non-mechanical net retrieval or by special gear (see the Instructions)</td> <td>4. ___ Shrimp harvested in a manner or under circumstances determined by the Department of State not to pose a threat of the incidental taking of sea turtles</td> </tr> </table> <p>B. <input type="checkbox"/> Harvested in the waters of a nation currently certified pursuant to Section 609 of P.L. 101-162.</p>				1. ___ Harvested by aquaculture	2. ___ Harvested using TEDs	3. ___ Harvested using non-mechanical net retrieval or by special gear (see the Instructions)	4. ___ Shrimp harvested in a manner or under circumstances determined by the Department of State not to pose a threat of the incidental taking of sea turtles
1. ___ Harvested by aquaculture	2. ___ Harvested using TEDs						
3. ___ Harvested using non-mechanical net retrieval or by special gear (see the Instructions)	4. ___ Shrimp harvested in a manner or under circumstances determined by the Department of State not to pose a threat of the incidental taking of sea turtles						
Exporter (Name and Title)		Signature	Date (mm-dd-yyyy)				
<p>8. Government Certification (Necessary only if box 7a above is checked; to be signed by a responsible Government official of the harvesting nation)</p> <p>I hereby declare that the statements signed above by the exporter of this shipment of shrimp are true and accurate to the best of my knowledge.</p>							
Name/Agency/Title	Address/Telephone/Fax 1-2-1, Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan Tel +81-3-3501-1961 Fax +81-3-3508-1357	Signature	Date (mm-dd-yyyy)				
9. Import Information (To be completed by U.S. importer or Customs broker)							
Date of Entry (mm-dd-yyyy)	Port of Entry	Entry Number	Signature				

THIS FORM MUST ACCOMPANY ALL SHIPMENTS OF SHRIMP AND SHRIMP PRODUCTS INTO THE UNITED STATES

*Public reporting burden for this collection of information is estimated to average 10 minutes per response, including time required for searching existing data sources, gathering the necessary data, providing the information required, and reviewing the final collection. Persons are not required to respond to the collection of this information in the absence of a valid OMB approval number. Send comments on the accuracy of this estimate of the burden and recommendations for reducing it to: U.S. Department of State (A/RPS/DIR) Washington, D.C. 20520.